

令和4年第5回定例会  
(1日目)

津別町議会会議録

令和4年第5回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和4年9月5日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年9月15日 午前10時00分

延会日時 令和4年9月15日 午後2時6分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	近野幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	石川波江	○
総務課長	松木幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口正樹	○
防災危機管理室長	中橋正典	○	農業委員会事務局長	迫田久	○
住民企画課長	小泉政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木幸次	○
住民企画課参事	加藤端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉誠	○
保健福祉課長	森井研児	○	監査委員事務局次長	丸尾達也	○
保健福祉課長補佐	仁部真由美	○			
保健福祉課主幹	向平亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾美佐	○			
産業振興課長	迫田久	○			
産業振興課長補佐	渡辺新	○			
建設課長	石川勝己	○			
建設課長補佐	斉藤尚幸	○			
会計管理者	宮脇史行	○			
総務課庶務係長	坂井隆介	○			
住民企画課財政係長	小西美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	千葉誠	○	事務局	安瀬貴子	○
総務係長	土田直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 篠原眞稚子 2 番 渡邊 直樹
2			会期の決定	自 9月15日 2日間 至 9月16日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5			一般質問	
6	同意	3	津別町教育委員会委員の任命について	
7	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
8	議案	44	津別町木質バイオマスセンター条例の制定について	
9	〃	45	津別町議会議員及び津別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	46	津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	47	津別町堆肥製造施設条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	48	令和4年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	49	令和4年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
14	〃	50	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
15	〃	51	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
16	認定	1	令和3年度津別町一般会計決算の認定について	
17	〃	2	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
18	〃	3	令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
19	〃	4	令和3年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
20	〃	5	令和3年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
21	〃	6	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について	
22	報告	9	令和3年度財政健全化判断比率の報告について	
23	〃	10	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の報告について	



(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は全員であります。  
ただいまから、令和4年第5回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において  
1 番 篠 原 眞 稚 子 さ ん      2 番 渡 邊 直 樹 君  
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から9月16日までの2日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月16日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付している  
とおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了  
承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書の  
とおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第5回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙の  
ところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回臨時会後の行政報告を申し上  
げます。

はじめに、二水郷との交流についてであります。本年は友好都市提携から10年を  
迎えるため、二水郷を訪問し、記念行事等を予定しておりましたが、新型コロナウイルス  
の影響による台湾への入国制限が緩和されないことから、8月9日、オンライン  
による記念行事の実施を二水郷公所へ伝えたところ、二水郷長より、本年11月に実施  
される郷長選挙後に行いたい旨の返答がありました。

郷長の意向を受け止めますとともに、本町においても同月、町長選挙がありますの  
で、双方の選挙後に行事開催の調整を行いたいと考えております。

次に、つべつウッドロスマルシェの開催についてであります。8月27日、津別町  
森林バイオマス利用推進協議会主催により、地域内エコシステム構築事業の一環とし

て実施されました。今回の取り組みは、来年度、稼働予定の木質バイオマスセンターの原料確保の仕組みづくりの実証及び町民の皆さまに同センターへの理解と協力をお願いすることを目的に、模擬開催されました。当日は町内外3名の方々から1,550キログラムの木材を持ち込んでいただきました。同時に実施しましたアンケートでは、ウッドロスマルシェの取り組みに対しては、よい評価をいただきましたが、買い取り方法及び搬入方法等の運用面での改善を求める意見をいただいたところです。

引き続き、木質バイオマスセンターの安定的な運営を目指し、関係機関と協議を重ね、町民や近隣地域の方に協力をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、農作物の状況についてであります。9月1日現在、既に収穫を終えた秋まき小麦及び春まき小麦につきましては、6月中旬からの降雹、強風、長雨が影響し、平均収量が平年を若干下回る結果となりました。

また、玉ネギ、馬鈴しょ、豆類、てん菜、飼料用作物につきましては、長雨の影響が心配されましたが、平年並みの収穫量が予想されております。

今後、収穫作業が最盛期を迎えますが、農作業事故防止に向け、関係機関と連携して適切な指導を行ってまいります。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてであります。国は令和4年度末までに、ほぼ全国民に普及することを目指し、地方公共団体と連携して取り組んでいるところです。

本町においては、8月末現在の取得率は31.8%で、オホーツク管内18市町村中16番目となっているため、9月5日から9月11日までの1週間を集中申請期間として、新聞の折り込みチラシや町内スーパー、コンビニ等での周知チラシの配布を実施し、平日は午後7時まで、土日は午前8時30分から午後5時までの申請受け付けを行いました。

なお、土曜日には、受け付け窓口の対応にオホーツク総合振興局職員の応援も受けましたところ。

集中申請期間中の受け付け数は167名で、多くの町民の皆さまに申請していただき、一定の効果があつたと考えているところです。引き続き周知と申請受け付けの体制を継続し、一層の普及促進に取り組んでまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。9月5日現在、一般土木工事関係については、町道2号線舗装補修工事ほか21件、2億3,391万1,000万円(92.6%)。

一般建築工事関係については、豊永団地外壁等木部塗装改修工事ほか12件、5億8,459万5,000円(100%)。

簡易水道・下水道工事関係については、相生地区水道施設電気計装設備改築更新工事ほか6件、9億227万5,000円(98.7%)。

設計等委託業務関係については、キリン橋ほか15橋、橋梁点検業務ほか22件、9,822万3,000円(100%)であり、令和4年度予算分について総額18億1,900万4,000円で、98.4%の発注率となっており、一般土木工事及び簡易水道・下水道工事については一部を残し発注を終了しております。

最後に、次期町政に向けての所信についてであります。本年6月定例議会において、山内議員より次期町長選挙への出馬に対するご質問を受けたところであります。その際に「これまでご支援をいただいている後援会等、皆さまのご意見をいただきながら、秋には考えを申し述べたいと考えております」とお答えさせていただきました。その後、後援会や町民の方々から、現在進めている「まちなか再生事業」をしっかりと進めていくべきと再出馬の要請をいただいたところであります。

今、町政は、次代を担う町民の方々に加わり作成された「第6次総合計画」を基本に、終期である令和11年度までに、目指す町の姿に到達できるよう全力をあげているところです。

現在、中心市街地を六つのゾーンに分けた「まちなか再生事業」の最も調整を必要とするゾーンの再生に取り組んでいるところであり、津別町がさらに住みよい町となるよう事業を推進していくことが自分の責務であると考え、立候補の決意をいたしました。

どうぞ議員各位をはじめ、町民の皆さまのご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問及び答弁は一問一答方式にて行います。

一般質問の進め方については、質問者は前列中央の質問者席で、答弁者は自席で行うこととします。

質問事項が複数ある場合は一つの質問事項が完結し、次の質問に移る場合は次の質問に移る旨の発言をお願いします。

次の質問に移った場合、先の質問には戻れませんのでご了承ください。

質問時間は答弁を含め60分以内とし、反問権の行使があった場合は、反問の時間も含めて90分以内とします。

通告の順に従って順次質問を許します。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 議長の発言の許しをいただきましたので、先に通告しています質問をさせていただきます。

若者のUターンを促進する支援の充足についてであります。

本町のUターン者を含む支援については、平成26年度より介護保険施設従事者就業支援、平成29年度より奨学金返還支援事業、令和元年より移住支援（U I Jターン新規就業支援事業）、令和2年度より林業従事者就業支援等補助が行われています。

しかし人口減少と高齢化が進む本町においては、今後も多くの若者世代が必要であります。中でも、進学などで既に津別を離れている世代や、今後、高校・大学・専修学校等への進学により津別から離れる割合の多い世代に向けて、本気の取り組みによるアプローチやさまざまな就業マッチング等で実績につなげる必要があると考えます。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

一つ目ですが、支援策の実績についてであります。一つが、介護保険施設従事者就業支援、もう一つが奨学金返還支援事業、もう一つ、移住支援（U I J ターン新規就業支援事業）、そして林業従事者就業支援等補助であります。

二つ目に、今後、津別から離れる割合の多い世代や、その家族に向けたアプローチとその必要性についてお伺いしたいと思います。

三点目、各産業における人材確保と若者の生活安定のためUターンで町内に新規に就職して居住する者への支援の今後の広がりについてお聞きしたいと思います。

一つが認定こども園で働く者への就業支援についてであります。二つ目が、北の森づくり専門学院、いわゆる林業大学校ですが、そこからのUターンでの就業に対する者への支援についての考えをお聞きしたいと思います。最後に、農畜産業へUターンで就業する者への支援についての考えをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 渡邊君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは渡邊議員の若者のUターンを促進する支援の充足についてお答えを申し上げたいと思います。

はじめに、支援策のこれまでの実績についてですが、現在、町内に就業された方を対象にさまざまな支援を行っております。ご質問の「介護保険施設従事者就業支援」は、平成 26 年度から事業を開始し、令和 3 年度までの実績は 23 人であり、令和 4 年度は 4 人を予定しております。

「奨学金返還支援事業」は、平成 29 年度から開始し、令和 3 年度までの実績は 52 人で、令和 4 年度は現在まで 14 人となっています。

「移住支援（U I J ターン新規就業支援事業）」は、令和 2 年度から開始し、令和 3 年度の実績は 2 件で、令和 4 年度においては現時点で申請はありません。

「林業従事者就業支援等補助」は、令和 2 年度から開始し、この年度に就業支援補助金 6 件、林業事業体就業支援補助金が同じく 6 件で、令和 4 年度は就業支援補助金 7 件、林業事業体就業支援補助金 2 件となっており、住宅準備補助金の実績はありま

せん。

このほか農業者に対しては、国が実施している新規就農者育成総合対策とあわせ、津別町農業新規参入者誘致条例により支援を行っており、平成 29 年度より 19 人の就農者が確保され、お一人が新規で営農を開始しています。

次に、今後、転出する割合の多い世代やその家族に向けたアプローチと必要性についてであります。本町から転出が最も多い年代は 20 代であり、過去 5 年間の平均は 56.2 人で、次に 30 代が 26.6 人、40 代が 20.6 人となっています。20 代の転出者は全体の 28%を占め、高校、専門学校、短大、大学までは住所を移さず、その後、卒業、進学、就職にあわせて住所を移す傾向が見られます。30 代・40 代は転勤等もありますが、子どもの進学先も転出の理由として考えられるところです。

こうした状況に対する対策の一環として、進学については、津別高校を選択してもらえよう津別高等学校振興対策協議会とともに、魅力ある学校づくりを行っているところです。また、幼児が健やかに成長できるよう認定こども園に対し運営費補助を行うとともに、18 歳までの医療費無償化など、子育て世代が魅力を感じられるよう対策を行っているところです。

また、津別高校においては「つべつ学」の実施や、北海道大学との高大連携、中高生の職場体験などを実施し、津別町への理解を深めるよう取り組んでいるところです。幼少期から津別町の理解が深まることにより、未来の津別町を支える人材となって帰ってきてほしいと願っているところでもあります。

さらに現在、津別町の生活環境を充実させるため、まちなかを六つのゾーンに分けて再整備を進めており、これにあわせ移住定住の促進を図るため、仕事情報や空き家情報の発信なども行っているところです。

次に、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、「Uターン」で町内に新規に移住就職する者への支援の広がりについてですが、まず、ご質問の認定こども園で働く保育士・幼稚園教諭への就業支援については、現在、個人に対する支援策はありませんが、奨学金を受給されている場合は奨学金返還支援事業の対象となります。こども園の職員採用は、子どもの出生状況を見極める必要があり、園においてもそのことを基本に採用を行っていると理事長から報告を受けています。支援策については、

今後他市町村の例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

北海道林業大学校から就業する者への支援については、同校の令和3年度の卒業生数は33人で、これに対する求人は162人であり、就職希望者30人に対し5.4倍となっています。林業関係の就業希望者が少ないため、労働力不足が求人数に現れているものと考えます。本町においても同様の状況にあることから、今後も現在実施している林業従事者就業支援等補助を継続して、安定的に林業関係への就業を支援するとともに、津別町での林産業が就業先として選ばれるよう林業労働安全衛生推進事業を継続し、労働条件の安定化に向け関係機関とともに対応してまいります。

農畜産業へ就業する者への支援については、十勝管内に北海道立農業大学校があり、ここで農業の基礎知識と技術を学ぶことができ、本町からも過去5年間に3名の方が入学し、卒業後に本町で就農されています。就農者への支援は、国が実施する新規就農者育成総合対策のほか、津別町農業新規参入者誘致条例による町独自の支援の見直しも含め、関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 今ご答弁いただきました。

町も私も質問であげましたが、平成26年より始まり、四つほどのここで取り上げた支援というものを行っています。なんでもそうでしょうか、危機感というものが新しいそういう形を生み出して、また歩んでいるのかなと。町長の答弁の中にも津別高校の振興対策がありました。こういうものも、やっぱりそういう学校存続という危機感、その危機感を持ってそういうことに向かっていくというところで、町も、私も充足という形にしたんですが、町も今さまざまやられていると思います。そういう効果も出てきていると思います。ただ、その中で、もう1歩、もう2歩という形で広げていただきたいというふうに思います。

先日、新聞の管内版に、皆さんもご覧になったと思いますがオホーツクの市町村の人口前年比の推移が取り上げられていました。そこに町の担当者としてのコメントもさまざまな事業で減少を食い止めたいとの記載もありました。これまでも私も一般質問において人口減少対策に向けて移住定住施策などを取り上げてきました。町は人口

減少対策とさまざまな取り組みをこれまでもしてきたのですが、今以上に津別の若者の動向、その部分に注目すべきと私は考えます。

まず一つは、学生から社会人になる時期に、津別でそのまま定住という形です。そしてもう一つが、今回取り上げます津別を離れた形からの移住、いわゆるUターンというふうなことだと思います。

そこで、改めて津別出身の若者のUターンの必要性について町長はどのように思われているかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） Uターンはもちろん必要であると思いますし、先にも述べましたUターン、Iターン、Jターンということで三つのターンの方法があるわけでありまして、中でも、ここで生まれて、そしてまた都会なり別の地域で働いて、あるいは卒業してこちらに戻ってくるUターンというのがあるわけでありまして、誰がUターンになるのかというのは、なかなか全部把握することはちょっと難しい状況にありますけれども、ただ毎月、転入転出、あるいは死亡だとか出生のリストが戸籍のほうから決裁で流れてきます。その中の転入は、いろんな所から転入されてくるわけですが、これはひょっとしたらUターンの口かなとか、全部を承知しているわけではありませんけれども、たまたま知っている方だとか、そのリストを見ながら、これは間違えなくUターンだなということで、少し大雑把ではありますが調査をしてもらったところ、この3年の中で、令和元年は29人の方がUターンされていると、そして令和2年は24人の方がUターンされていると、それから令和3年、昨年度は15人ということで、この3年間の中で68人の方がUターンされてきていると思います。この方たちが単にUターンしてきただけなのか、どこかで働いているのかというのは、また細かな調査がいるというふうに思いますし、あるいは全部の名前がわからず、名前はわかっている、その人がUターン者なのかどうなのかというのが認識できずにいる方も正直なところいるかというふうに思いますけれども、大雑把にはこれぐらいの方たちがいるということです。その人たちが本当でいけば、それぞれUターンには理由があると思いますけれども、個人情報ということもありますけれども、おおむねそういうものが何かの機会で見れば、また政策にそれが反映できるかなと

いうふうにも思うところであります。可能であればそういう改めて調査をするというふうには思っておりませんが、そういう中でUターンと思える方にお話できる方が、言いたくない方ももちろんいるかと思しますので、声かけをしながら、その帰って来られた、あるいはこちらに戻ってこられた理由がわかれば、それをまた政策の中で反映させていきたいなと思っております、当面は今の制度で進めてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 原因があってその事象が起きるのだと思います。いろんなことが複合的に絡みあって、その方たちの環境というものもありますので、何が影響するかわからないということで、いろんな政策ですとか、施策を打っていくのかなど、なかなかピンポイントにそれだけということで全てが解消すればいいんですが、そういうことにはならないと思います。

私が今回Uターンを取り上げているのは、先ほど言いましたが、町としては一生懸命やっているんだと思います。いろんな形で、そこにもう1歩という形を私は背中を押すというか、踏み込んでいただきたいという思いの中で、Uターンという視点、着目をしていただきたいというふうに思ったわけです。これらの施策の多くが、就業移住支援というふうに絡めていますので、その効果があると思うのですが、私はやはりUターンという部分については、当然、若者ですので、呼び込むためには、そのファクターとしては就業という部分のマッチングが非常に大きいと思います。町としてやられているわけですから、それは当然だと思いますが、町長はこのUターンと、この就業という組み合わせについてはどのように思われているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） Uターンと就業の組み合わせというか、それは今やっている事業内容の目的に書いているとおりでありまして、こちらのほうに戻ってきていただければ、こういう形の支援が受けられますと、ですからこの町に戻ってきませんかというふうに、それから、もちろんそれはIターンの方にも同じようなことは言えるというふうに思いますけれども、特にこの町で育って、ここで生活をずっと幼少期を過

ごしてきて、そして戻ってこられる、いわゆるこの土地のことをよく知っている方  
ありますので、就業する場所を企業のほう等もしっかり確保して支援をしているとい  
うふうに認識しているところです。

あとは、就業のみならず、そこで生活する上で生活環境の整備というのも十分必要  
でありますので、それらもしっかり意識をしながら、今さまざまな取り組みを進めて  
いるという状況でありますので、ご理解をお願いできればというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕 今、町長のほうからも全てとらえたわけではない  
という中で、幾つかの数字的な要素があったのかなと思います。

今回、私が取り上げた四つについては、三つの課にまたがりまして、また保健福祉  
課、住民企画課、産業振興課ということですが、その中で取り上げた各支援につい  
ては、対象にUターンというものも含まれていますが、現在、津別を離れている若者に、  
私はそれほど知られていないのではないかなと思っています。

そこで各課、今あげた三つの課にちょっとお聞きしたいと思います。

先ほど四つの支援の実績で、町長からもUターンという部分についての取り上げが  
ありましたが、その申請者の割合についてUターンの部分がどのように含まれている  
か受け止めをお願いします。

また、申請者は、この就業や移住、申請するわけですからそこがマッチングしてい  
ると思いますが、それをどの時点で、例えば就業ですとか移住ですとか、また、それ  
以前ですとか、どの時点でこの支援を認識されているのかという受け止めも各課にお  
聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 介護保険施設従事者就業支援の部分につい  
てお答えいたします。

この就業支援の該当者の中で、Uターンの方は1名だったかと思います。全体の意  
見として、この就業支援の制度があつてとても助かるということは聞いてはいるので  
すけれども、どの時点でとか、これを目的に来ただとか、そのこのところの該当者の確  
認はできておりません。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） 奨学金返還支援事業の部分ですけども、Uターンの人数ですけども、今現在 15 人ほどUターン者がいるというような状況になってございます。

この事業を認識されているかということだと思っておりますけども、この事業につきましては、各町内の事業所さんにこういう事業がありますよということで積極的に外部にもPRしてもらおうと、当然町のほうでもホームページには掲載してそのように取り組んでいるというような状況です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（迫田 久君） それでは私のほうからは移住支援ですけども、町長の答弁にあつたとおり 2 件というふうなところでございます。

これにつきましては、該当者が出てきたというふうになれば企業のほうから該当にならないのかというふうなところで問い合わせがございます。もちろん、このU I J ターン新規就業支援事業でございますので、それがUターンなのか、I ターンなのかという部分はちょっと調査をしていないところでございます。

続きまして、林業従事者就業支援等補助でございますが、これは事業の中身でいきますと、やっぱり林業関係、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、林業の労働者不足というふうなところもございますので、そういった方々を、そういったほうの観点からも行っている事業でございますので、実績はかなり出てきたのかなというふうに思っておりますけれども、その中でUターンが何名なのかというふうなものにつきましては具体的に中身までは調査はしていないというところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2 番、渡邊直樹君。

○2 番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 現状の支援については、おそらく今、答弁いただいた部分も含めてですが、就職ですとか、採用ですとか、その時点での認識が主であるというふうに思います。申請者の素性についてはわかりにくい部分はありますが、Uターンの効果としては、なかなか大きくとらえられないのかなというふうな印象を受けたところであります。

それでは、次の今後の津別から離れる割合の多い世代へのアプローチについてお聞きしたいと思います。

それらを受けまして、現状あるこれらの支援についてですが、今、現場といわれまして対象事業所、また広報ですとか、あと全世帯対象の暮らしのガイドなどで周知されているというふうには思いますが、それ以外での周知ということはやられているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の知り得る範囲では、Uターンをされる方が紙媒体のもので見ていくというのは少ないのかなというふうに思っています。何人か聞いたことはありますけれども、やはりネットを使って見ている、空き家バンクから入ってくるケースもありますし、町のホームページから入ってくるケースもありますし、手軽にそういうものが、そして就業のサイトも持っていますので、そこにそれぞれリンクしておりますので、それを見ながら自分としてここへ戻れそうかなだとか、こういう形で行こうかなとか、こんなふうな取り組みをしているんだとか、例えばこども園は、こんな様子なんだとか、家族をお持ちの方は、いろんなことをそれを通して調べると思っています。それにあわせてご承知の道東テレビさんで委託をしておつくりしてもらっているYouTubeで流している部分もありますし、そういったものが今の若い世代の方たちにとっては非常によくわかる媒体だというふうに考えておりますし、そういうものを活用されて、この町を選択しているのではないかと考えておりますので、その部分の、例えば来られた方に、もう少しこういう情報がほしいとか、そういう話し合いができる機会があれば、また補足しながら発信力を強めていくという形をとっていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 〔登壇〕 支援事業の目的なのですが、先ほど来、出ています。

主に、この四つ、大体同じようなことが取り上げられていまして、人手不足と安定的な確保ですとか、若者世代の雇用促進と産業振興に寄与ですとか、就業促進や定住促進を図るとありまして、これらは共通の課題なのかなというふうに思っています。

今、答弁ありましたように、偶然、津別が就職先で、その対象事業所で申請されたという形よりも、私が今回Uターンという部分を切り抜いていますからそう思うんですが、今後に向けてということなので、制度や支援が就業のきっかけになるような形を期待したいというふうに思います。

よりかみくだいて言えば、制度ごとに担当課ごとという今の答弁もありますが、Uターンという部分で就業支援の枠組みを、例えば今後、教育委員会ですとかそういう部分に働きかけて出前講座ですとか、若者世代に積極的に、今後、津別にいる方が当然Uターンの対象になるわけですから、積極的にアプローチをかけて、また保護者のそういう関心も引いていただくことから家庭での話題づくりというふうにもしていただきたいと、それは私の希望ですが思います。

私は、これらの支援制度の目的をかんがみれば、若年世代がその自身の進路にさまざま思案を巡らせている、その時期にこそ町の課題ですとか、町からのそういう支援がありますということについて、もっと積極的に働きかけるべきかなと思うのですが、その部分、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 積極的に働きかけているつもりではいるんですけども、やはりやっても必ずもっともっとということは出てくるんだろうと思います。今やっていることをまずしっかり進めてまいりたいと思っているところです。

実は、報道といいますか、マスコミ等の中でもよく出てくる中で、東京に向かって女性の転出が非常に多いということがよく書かれています。本町もそういう状況にもあるのかなということもありますけれども、それでは女性がなぜ首都圏のほうに向かっていくのかという分析をされた本をたまたま見たんですけども、これは北海道のえぞ財団というところ、3人ほどの若手の経営者だとか、そういう方たちが集まっていろんな事業を展開しているところで、その3人の中にサツドラさんの若い社長さんも入っておられるんですけども、その中に木下斉さんという方がおられて、その方の本にまちづくり幻想ということで、幻想というのは幻に想うという幻想です。その中にちょうど女性がなぜ地域を離れていくのかというのが載っておりました。それは地域の仕事というのは、誰もやりたくないからこそ人手不足が起きているんだと、

そういう側面があるのではないだろうか、むしろ会社側が働く人たちに適応していくような、そういう努力も必要ではないのだろうかという提案もされています。

若い女性が地方を離れて東京に向かう理由を見ていくと、東京が魅力的というよりも、地方社会が女性に閉鎖的だということです。自分が成長していく機会が乏しいんだと、だからここを出て行くという方向があると。そして意外に地方は治安が悪くて怖いという調査結果の中で出ていたわけですがけれども、なかなか男であるほうには理解がしづらいところもあるかというふうに思いますけれども、出て行く若い女性は、やはり企画の仕事、事務の仕事を求めている傾向が強いのではないだろうかというようなことも書かれておりましたので、これは行政が一生懸命いろんな措置というんですか、お金ということだとかで対応してもしきれない部分というのも当然あるかというふうに思います。

ですから、やはり津別にある会社だとか、そういうところとも経営者の方と色々な話し合いをもちながら、どうすればいい方向に向かっていくんだらうかということ、これは行政の話ではなくて、その会社の存続の問題もありますので、しっかり機会を見ながら話し合っ、いい方向にもっていくことが必要なんだらうかというふうに認識しているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 若いうちは、私も経験があるんですが、やっぱり憧れというか、知らない所に新たな希望を見出して歩むものであります。ただ、私が1番で取り上げたものは、先ほども言いましたが津別町はいろんなことをやっていると、そういう実績もあると。

ここで2番目に、やはり津別で生まれて育つという環境の中から、やはりこういう思いを持って、例えば違う1歩を歩んでいただきたいと、先ほど私も言いましたように、何が特効薬になるかは全くわからないわけですから、ですから、そのために今後、津別から少なくとも津別で育って成長していく若い世代に対して、町はこういう期待をしています、こういう課題があります、こういう支援があります、そういうものを受け止めていただいて、次のステップに行っていただきたいと。また、それが20代であろうが、30代であろうが、何かのきっかけで帰って来ることがあったと

きには、こういう思いを受けていただいて、例えばそういうのがあったなという心の片隅に、そういうものがあることが私は大事かなと。そこで私はUターンという部分を取り上げたのは、本当にやみくもに網をかけてもいけないわけですので、やはりUターンというものは、必ず出て行ったものが戻って来るというブーメランの期待ですから、やはりそういう部分を大事にさせていただきたいという思いでいます。

Uターンへの意識と、若者世代に向けての働きかけという部分の期待を私はいたしました。

そこで、3番目の各産業における人材確保と、それについての支援の広がりについてに移りたいと思います。

まず、認定こども園の部分についてであります。担当である保健福祉課にちょっとお聞きいたします。

福祉体験セミナーというものがここ数年行われています。そういう中で、訪問する町内事業者の中に認定こども園は含まれているでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） こども園も含まれております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 再度になりますが、福祉体験セミナーは、就業マッチングや移住を目的に行われていると思います。

現状、福祉体験セミナーで訪問する福祉事業所の中で、今回の就業支援や居住に対する支援についての補助対象とならない事業者はあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） 先ほど町長のほうからも答弁がありましたとおり、認定こども園については、児童の数であるとかも見ながら職員の募集もしておりますので、ここはこの対象になっておりません。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 福祉の枠組みという中には、当然、児童施設、津別でいえば認定こども園も含まれているというふうに思います。介護保険施設従事者

就業支援等補助ということです。要綱にもありますように、目的には人材不足や従事者の確保ということもあり、こども園についても適時ということが答弁にあったかと思いますが、同様にそういう話をよくお聞きします。介護従事者の制度の運用から8年ほど経過して実績もありまして、追加でその中にこども園を加えるという枠組みは、こども園という部分を単独に切り取って、そういう形の制度も検討は可能かなと。町長の中に検討ということはあったんですが、先ほど来からお聞きすると、このままという話もありますので、この福祉体験セミナーもこの形の中で町内、町外を結んで、いろんな方が津別町の中でマッチングを受けています。そういう中で、そのこども園の部分だけこういう支援がないと、先ほど来、奨学金はありますが、奨学金というのはどっちかという別枠で、対象者がもちろん借りていなきゃいけないわけですから、なかなか当てはまる、当てはまらないということがありますので、その部分、こども園ということについて、この福祉体験セミナーのこともかんがみて、今後、検討という部分ができるかどうか、町長に再度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 体験セミナーに私もごあいさつに行ったりとか、コロナの前の方は一緒に焼肉をしながら交流もさせていただいたこともありますけれども、やはり来る方は圧倒的に女性の方が多いですけれども、比較していますよね、津別だけに来るわけではありませんで、別の町のそういうところにも参加してみたりとか、その中で津別の、もしかすると最初にあった方の印象が非常によくて、この町がなんか好きになりそうというような感じの方もいるかというふうに思いますし、それから生活していく生活基盤といいますか、そういうものが整っているかどうかということも大きな要素になってくるんだろうというふうに思います。そういう中で彼女たちがここを選択する、あるいはほしくないということが出てきているんだろうというふうに思いますけれども、そういう意味で、やはり生活する上での基盤というもの、それもしっかりとつくっていかないとなかなか難しいのかなと。ですから今、認定こども園で働いている方たちの居住地何かを見ますと、やっぱり通って来られる方が半分とはいっていませんけれども、それに近いような状況になっています。地元の木材会社もそうですし、職場がここで、よそから通勤されるというケースが病院もそうですしかなり多いと。

それは、なぜそういう形をとるのかというのは、やっぱりわかっている部分が当然ありますので、そこのところもしっかり改善しないで、さまざまお金の部分で充足していても限界があるのではないかなというふうに思っているところです。

そうではありますけれども、ただ他町村の例を研究させていただいて、この取り組みは非常に参考になるなというものがあれば、私どもの町としても取り入れていきたいなというふうに思っておりますし、もし議員がそういうものをご承知であれば、また担当のほうにぜひお伝えしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 再三になりますが、私、今回Uターンということなので、やはり津別で幼いころから育っていく中で、こういう期待を持って、こういうものがあるということが後ろ盾で、ぜひこども園ということに限っていえば、そういう思いを持って取り組んでいただきたいと。本当にいろんな課題があると思いますので、それを一つ一つ取り上げるとなかなか難しいのですが、そういうことを一つずつ加えていただきたいと。この介護保健従事者就業支援等補助の財源は、ふるさとつべつ応援基金だと思えます。いわゆるふるさと納税です。ですから、そういう財源の目的ですとか、制度にかんがみても、やはり津別に戻ってきてくれるという部分が十分合致するのかなというふうに思えますので、ぜひ今後もその部分、私も視点としてその福祉体験セミナーというものもあげました。そういうこともかんがみて制度設計をよろしくお願ひしたいと思えます。

そこで次、林業大学校の就業についてなんですけど、現状でいくとありますと、やっていますという形の回答だったかなと思えますが、林業大学校自体の設立の誘致などの期成会もつくり、津別も実習エリアとして関係性をもっています。津別から、今回、私のUターンというタイトルですから、津別から林業大学校を介して卒業後津別にUターンで林産業の後継者や従事者として広く活躍が期待できるんじゃないかなというふうに思えます。

先ほど来、答弁にあった現状ということであれば、林業従事者就業支援ですが、これは町長ご存知のとおり、造林造材、いわゆる林業事業体ですとか、あと苗木ですとか、森林の保育ですとか、これが林業従事者という部分、主に山林で働く現場という

ふうに受けとらえています。

その財源の目的というものもあろうかとは思いますが、ぜひ私が今言いました林業大学校との関係性や今後についても、広い意味で林産業の従事者、後継者ということに結びつけて、今後とらえていただきたいと思うのですが、改めて町長にお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 林業大学校については議員もよくご承知のとおり、そもそも誘致活動を積極的に進めてきました。残念ながら誘致には至らなかったわけでありましてけれども、実習地として選ばれておりますので、今年度も来ておりますし、そういう方たちがしっかり津別という町を実習されているときに見てもらって、そしていろんな魅力的な人たちにも会っていただいて、そして何かよさそうな町だなという印象をしっかり持っていただきたいなというふうに思っているところです。

競争率は非常に高いものですから、なかなか確保する状況にはありません。今年卒業された方の就職先を見ていきますと、圧倒的に森林組合が多いのかなというふうに思いますけれども、一部役場に入っている方もいるようですし、そして造材だとか、そういう企業に就職されている方が圧倒的でありますけれども、やはり、そもそもが30人という極めて少ない卒業生ですけれども、これが林業大学校のほうで、もっとも多くの道外も含めて入校していただいて、そして北海道の林業の手助けといいますが、主役になってもらえるようになっていただきたいなというふうに思います。

また、その大学のカリキュラムを見ていまして、今、やはりICTも含めた非常に最先端なものを学んでいますので、多分これから林業の現場といいますか、そういうところも随分変わっていくんだろうなという感じを受けているところですが、そういうものをしっかりした知識を入れた方が、この町に1人でも2人でも来ていただけるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） [登壇] 私の印象ですけど、何かすれ違っているような感じもしたり、同じ方向を向いていたりという感じもしたり、なのでという形かどうかはわかりませんが、なので必要としています、来ていただきたいですということなの

で、私はどっちかというUターンという、津別から出て行くという形をもっと望んだほうがいいのではないかなという視点に立って今回質問しているつもりであります。

農畜産業についてもですが、今、お答えいただきましたように、実態は理解する部分なんです、どこにどのような形でということが非常にわかりにくいというふうに思います。媒体もそうですが、また1点、近年は法人化や大規模農業化で労働力と若い世代の人材確保が不足しているように聞きます。その部分も今後の視点として持っていたきたいというふうに思いますが、町長の答弁の中で、後段のほうで町独自の支援の見直しも検討とありますが、そのようなことを具体的に何かあれば1点お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 農業関係のほうで、これはUターンとは直接関係あるかどうかというのはありますけれども、農業については、毎年JAとも懇談会を設けてさまざまな意見交換をしているところでもありますけれども、やはり農家戸数が減ってきている現実にあります。

その中で、スマート農業含めて新しい技術が入ってきて、それに対応するような研究会ができたりとか、実際にもう圃場で使われている機械もあつたりするわけですが、それだけではなくて、やはり全体として農家戸数を減らしたくないという気持ちはあります。

そうであれば、Uターンして帰って来る方、あるいはIターンで農業をやってみようという方たちに今支援が、以前は町として1,000万円出していたんです。それが合併協議等々あって、やはりそこまではなかなか財政的に厳しいということもあって800万円になり、そして今は500万円という形になっていますけれども、これは農家戸数を減らさないというところでは、500万円を例えば800万円に戻すだとか、そういうことも検討する必要があるのかなというふうに思っているところです。

先程の林業の関係については、林業大学校のほうに町からそこに入っている方というのはいないものですから、Uターンというのはいかなる考えづらいところでもあります。ある町がオホーツク管内の中では高校から林業大学校に行ったということを知っています。最初の学生として、うちの町から入ったということで、これは北見地域の2市

4町の中の町村で1名いたようでありませけれども、町長も大変誇らしげに語っておりましたけれども、津別高校の中にも進学先の一つとして林業大学校も考えてもらうというか、そういうお話もしていくべきだろうというふうに思いますし、そこを出たら戻っておいでということで、そういう取り組みも必要かなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕ここで取り上げました、3番目で取り上げた各産業における人材確保と、若者の生活安定のため町内に新規に就業した就業し居住する者への支援を継続するという文言は、令和3年及び令和4年度に町政方針で述べられていた言葉の一文であります。先ほど行政報告でも町長からのお言葉がありましたが、これからの津別を考えて現状の取り組みで十分ではないというふうに、私は町長の今のやりとりでお聞きしたんですが、改めて検討という部分や現状維持という部分もありますが、こういう制度について、この取り組みで十分ではないという考えでよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）十分ではないというか、もはやこっちのほうはもういらなくなったのではないのかなというのもないとは限りませんので、そういう全体を含めて、今、これから向かう中で、いらぬものはいるほうに回していただくか、新たに財源を充てて、そこに新たなものをつくっていくかどうか、その研究をしていきたいということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君）〔登壇〕最後になりますが、若者のUターンを促進する支援の充足についてということですが、津別町の未来には人口全体ということはもちろんですが、より多くの若い世代の活躍が必要であります、Uターンは単に1人もしくは世帯という当事者の数という期待値ではなくて、子どもや孫の世代が津別を離れて暮らす現状が人口流出の一番大きな原因であるというふうに私は考えています。

若者、子ども不足に課題をもつ津別町が、町長の答弁にもありましたが、津別で育ち、町をよく知る若者を積極的に呼び込むために、Uターンの部分をもっと意識した

視点で、さらなる就業支援やマッチングメニューなどを広げる必要があるというふうには私は考えますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

最後に町長から一言いただいて終わりにしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 可能なものはまた研究しながら進めてまいりたいと思っています。

移住者の動きを現実的に見ていきますと、UターンよりもIターンのほうが多いんです。その方たちが家族5人で来られたりとか、あるいは4人で来られたりという形態がここ数年あったりしています。ということは、Uターンの方よりもIターンの方のほうが、この町に魅力を感じて移住された。これ大きな決断がいると思うんです。そうしながらこの町に入って来ていただいておりますので、そういう方たちのなぜという部分というのをUターンの方にも伝えていくとか、今までパンフレットもつくってお渡ししたりもしていますけれども、いつかは記事の内容の見直しとか、新しいものにまた換える時期が出てくると思いますので、そういう方たちの、最近来られた方とチェンジしながらアピールしていくという形をとっていきたいなと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従って一般質問を行います。

1点目、組織改革についてであります。

町長は2019年4月に、2008年4月から施行したグループ制を廃し、係制を復活させました。これは単に従前に戻すということではなく、グループ制施行によって実現を

目指したワンストップサービスや職員の情報共有・スキルアップなどの取り組みの理念を残しつつも、新たな係制を目指したものと理解しております。施行されてから3年6カ月が経過いたしました。次の点についてお聞きしたいと思います。

①新たな係制の検証はどのように行ったか。また、どのような評価になったのか。

②新庁舎スタート以降ワンストップサービスはどのように改善されたか。

③課長係長間、係長係間の関係性は充実してきたのか。報告・連絡・相談はきっちりできているか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、組織改革についてお答え申し上げたいと思います。

はじめに、係制の検証と評価についてですが、係制への移行は、平成31年1月に副町長を委員長に管理職や主査職等の職員で構成する「グループ制見直し検討委員会」を設置し、同年3月に「グループ制見直し方針」をまとめ、四つの目標のもとグループ制から係制に移行したところです。

四つの目標の一つ目は、グループ制移行の優位制を活かしつつ、業務及び事務事業の効率的な推進、二つ目は、町民をはじめ来庁者にとってわかりやすい体制による行政の運営、三つ目は、上司から部下への指揮命令及び部下から上司への提案が効率的に行える体制の構築、そして四つ目は、同僚間において相談しやすく、また組織内の円滑なコミュニケーションが図られる体制の構築とされています。

グループ制見直し方針において、この四つの目標達成に向け、係制の移行後に「係制検証委員会」を設置し、検証を行うこととしています。第1回目は、事前に状況を把握するため職員からの意見を聴取して令和2年2月に開催していますが、係名のわかりやすさや組織の効率的な体制、職員間のコミュニケーションなど総体的には問題はないものと評価されています。

令和3年12月に開催した第2回検証委員会では、第1回目と同様の方法で開催しており、新たな業務増により将来的には課係名の名称変更や再編を検討する必要性などの意見が出されましたが、事務の流れや相談体制については良くなっているという意

見が多く、総体的には問題なく機能していると評価されています。

次に、新庁舎でのワンストップサービスについてですが、総合窓口は組織機構上難しく設置していませんが、利用者が効率よく適切なサービスが受けられるよう、転入・転出・出生・死亡の手続きの際に、最初の窓口で関連して必要となる手続きの案内を行っています。

窓口の1階フロアへの集約や関連窓口の隣接、係名の案内表示などわかりやすくし、プライベートにも配慮した窓口をしているところです。水道と住宅に関する窓口は2階のフロアですが、全てを1カ所に集めることは不可能でありご理解いただきたいと思います。

次に、職制を含む職員間の関係性についてですが、係制への移行により、係長の役割分担が具体的となり、上司や部下との関係性は係制検証委員会でも充実したとの評価が行われています。組織運営に必要な報告・連絡・相談という、いわゆる「ホウレンソウ」については、庁議をはじめ課内会議等において、職員に対し常時留意するよう伝えているところですが、怠った事例も見られることから、引き続き必要性を伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕平成31年の2月に開かれた総務委員会の中で、この組織改革を行いたいということで協議されております。その中で、町側からの説明で、理事者側の進めの中にグループ制、大課制の施行によって課題であった大量定年退職が2011年ぐらいまであったと思うんですけども、そこを乗り切ることができて、ある程度成果はあげたと、しかしグループ制をやった中で、係制のときから移行して課題は解決できたけれども、新たなひずみが出てしまったと。そのひずみというものの最大のものが責任の所在が曖昧になってしまった、そういうような説明を受けて、そうしたものを改善すべく係制に戻す、要するに戻すのではなくて、グループ制の理念を引き継ぎながら新たな係制をつくっていくという説明を受けたのを記憶しております。

そんな中で、今、検証委員会の内容について聞きますと、責任の所在が明確になって係制というのはうまく機能しているというお話だったのですけれども、聞くと全く

問題ないということを知ると、議員の習性なんでしょうか、本当かというふうに思ってしまうのは私だけではないと思うんですけども、確かに実は今回、質問するにあたって庁舎内 25 名前後の職員の方にインタビューさせていただきました。その中で全ての方が係制はうまくいっていると、特に連携については前よりうまくいっているという答えをいただきまして、ちょっと心強いとともに、ちょっと不安になったんですけども、確かに係長になって責任が明確になり、その仕事の部分については所在がはっきりしてきたのですけれども、逆に、今まで情報共有というかグループ制のときは主査職がずらっと並んでいて、その中でお互い主査が隣で、仕事についてはわかっている部分があったと思うのですけれども、今度、係制になって係長間の情報共有とかスキルの共有というのは、はたして前のような状態で継続できているのかどうか、そのところを感想でも結構ですけれどもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（伊藤泰広君） 検証委員会の委員長ということもありますので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

まず全く問題ないという意見が多いのに対して、ちょっと不安を感じるという話なのですが、私もある意味ちょっと不安を感じるころはあります。ただ、責任の所在というものがはっきりしてきたというのは、これは事実であると思います。グループ制で期待していた、今言ったような責任をお互いに共有するというのが主担当というところで、主担当が消えてしまって、主担当だけが言ってみれば 1 人で仕事をするというようなグループ制で、グループ制の中でそういうのが出てきたというのが事実でありまして、その辺は解消したいというのがまず一つあると思います。

それから、係長ということになりまして、どうしてもその係長だけにちょっと強く入っているんじゃないかと、責任が大きくなっているんじゃないかという話もありましたが、今、新しい庁舎に移りまして特に感じるのですが、課長、補佐、係長、担当、同じ所にいるというところで、そういう意味では情報の共有というのは離れた所に報告をしなくても、その場、その場である程度のところが、こういう言い方は変ですけども感じられるという言い方は変かもしれませんが、以前よりもかなり情報共有は円滑にしているかなというのは私も見て感じますし、実際、課長、私は係までは話し

していないのですが、課長とか補佐とか管理職との面談において、そういう話も聞くところですよ。そういう意味で係長制というだけではなく、現在の庁舎のあり方、こんな形で新しい庁舎に移りましたが、それもある意味、業務の共有化というか情報の共有にも一役買っていて、そういう意味で全く問題ないというのは、その辺もあってのことかなというふうに私は感じているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕 そういう部分で、情報の共有とか、前は主査職でお互いスキルを磨きあっていたというようなグループ制の流れが係長制になっても引き継がれているということが確認できればいいかなというふうに思って、今のようなお話をいたしました。

今回、組織改革をして3年6カ月たっているわけですけども、私も新庁舎になってからなかなか役場の島の中に入っていくことができませんので、直には接していませんけれども、見ていて感じるのは、非常に係長というのが目立つようになってきたなど。それは昔もそうなんですけれども、実は、役場の中で係長というのは、私はエースというか役場の花だっているというふうに考えております。係長のところには情報や使えるお金、それから権限、そうしたものがちよどずっと下積みからやってきて、そういうものが一気に集まってきて、自分がためていた力を発揮できる場所だというふうに考えています。ただ同時に、係長職というのは、今回グループ制のときの主査よりも責任も多くなっていると思います。これは当時の委員会の副町長からの発言をちょっとお借りするんですけども、グループ制の組織の中では、リーダーというのは課長や主幹であったと、ところが係制になれば組織のリーダーはやはり係長に移ってくると、そういうことで、今、一つの事業の中の、前はグループ制のときはグループ長から命令されて、その担当として動いていたんですけども、今度はその事業のリーダーとしてやっていくという重さが出てきたと。それから、当然、グループ制時代は課長や主幹はプレーイングマネージャーだったけれども、今でもプレーはしていると思うんですけども、その量を落として、やはり管理監督に力を入れて、下がうまく回るようにやっていく意味合いが管理職のほうに増えたのかなと、その分逆にリー

ダーシップは係長に移していったのかなというふうに思っております。やはり係長は仕事も増えたけど、やりがいも増えたという状況の中で、今、段々係長というのが目立ってくるようになったんだなというふうに思っております。係長の仕事を今の係長は前の係長制度のときの係長を見ていないので、やっぱりどこまで頑張ったらいいのか、どこまでやれるのかという先輩の見本がないので、やはりどういう形が理想の係長なのかというのが見えてこない部分があると思うので、そうした部分を、そういうものを見てきた今の管理職の方たちが係長に伝えていって、頑張っている係長に対して適切なアドバイスができるような組織体制になればいいなというふうに思っておりますので、その辺、私は大きな違いがやはり係長制においては監督指揮権というものを係長がもつようになって、その係長の力が将来的に役場の力をパワーアップさせるんだと思っております。

また、グループ制のとき責任の所在がはっきりしていなかったもので、次に主幹に引き上げるのに非常に戸惑いが出てしまうと、主幹になるときに、それは事実幾つか事例がありましたね、主査からいきなり主幹に上がると、ちょっと立場が変わると考え方が変わってしまうので、それに戸惑ってしまった例もありました。今、係長制をやることによって、今、段階を踏んで管理職になる道があるので、そうしたこともぜひこれからの組織改革の中で気をつけてやっていただきたいなというふうに思います。

なんか質問というよりも、ちょっとご意見の部分になりましたけれども、そうしたことに對しまして、町長、何か考えがあればいったんお聞きしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） このたくさんの方の職員にいろいろインタビューしていただいてありがとうございます。

議員も議員というだけじゃなくて、町の中の仕事をとおして役場の職員とも関わっておられますので、昔からずっと変遷を見ていると思えます。そうした中でいろんな思いというものもきっとあるんだろうと思えます。私も係長制のところでは役場に入ったところでもありますけれども、どこの町もそうでしたけれども、一ころ全く採用をストップするという時期が長く続きました。したがって、係長になっても部下がないという時代も踏んだりしてきているわけですがけれども、その後さらに1年で7人と

か8人とかいっぺんに定年を迎えるという層が何層かあったりして、それらに対応するためには、みんなで塊でやっていくしかないということでグループ制という方法をとってきたわけですが、そのよさと、それからやはり責任の所在というところがだんだん不明確になってくるという部分もありましたのでもとに戻す形で、というのはもとに戻せるような職員構成といたしますか、少しずつ採用を増やして行って、そして年齢層のゼロのところを埋めながら、どうしてもまだ埋まらないところというのがあるんですけれども、そういう形で連続制をつくってきたこともありまして、ここで係長制にして、そしてしっかりかつてのように元気のある係長というのですか、本当に予算も全部その何々費というところは自分が持っていてもおかしくないぐらいのそういう仕事のやり方ができるセクションですので、そういう形でまた頑張っていたきたいなというふうに思っていますし、議員がおっしゃいましたとおり、そのことによってまた次のステップといたしますか、今うちの仕組みでいけば課長補佐、そして課長になっていく上で非常にいい経験にもなっていくのではないかなと考えているところです。

そういう中で進めているところでありますけれども、一方、新しい庁舎になりました座る形体がちょっと変わりました、昔でいけば課長とか課長補佐、あるいは部長制をひいていたときもありますけれども、職員がいたら、こっちのほうに別のテーブルで全体を見渡すという形の机の配置でしたけれども、今は一つの島の中に課長もその中に入っていくということになっています。そういう意味では課長がいなくなったんじゃないのかという、そういう部分に見えたりもするんですけれども、逆に一つの島の中に入っていることによって、視線も一緒になっていくというふうに思いますので、係長にしっかり任せながら、管理職については本来の仕事はやはり管理、みんなが仕事がうまくスムーズに運ぶように指導していくというか、そのことが一番の任務だと思っていますので、そのことを見渡しながらか進めていっていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] いったんここで置いて、またこの質問の最後のところでまとめたいと思います。

次に、お客様に対する対応でワンストップサービスということなんですけれども、ワンストップサービスが町として目指してきたものがあつたわけなんですけれども、当然、答弁のように1階と2階である程度分かれるのは仕方がないと、ただ、この組織改革の検討協議を行った際には、ワンストップについては来庁者が一度座ったら、来庁者が移動するんじゃなくて係員がそこに入れ替わって対応をするというような形でやっていきたいということで、この組織改革は行われたように思うんですけれども、それは今、できているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的にはできているというふうに認識しています。

まず、直接目的をもって、子どものこととかということでそれぞれ窓口に関係するところに直接行かれる方も、それ以外のものがない場合、転入されてきたり転出されてくる方というのは、それに関連することがいろいろさまざまありますので、それは今、戸籍のところでは受け付けをして、そしてこれに伴って必要なことがありますのでということで呼んで、そしてそこで対応をしているというのが現状です。

戸籍のほうでも代表的な手続きというのはこういうものがあるというのは自分のところで持っていて、そのときに転入の場合はこれとこれとこれと、転出の場合はこれとこれとこれとというように、その表に基づいて関係するところに、今、こういうお客さんが来ているのでちょっと来てもらえますかということでやり取りをしているというふうになっています。

ただ、聞きますと、すごく転入、転出で混雑する時期があります。これはなかなか1回1回職員に来てもらうのが大変なものですから、そういう場合は戸籍で必要な部分のだけ整理をして、あとここここは何番の窓口ですので、そちらのほうに行ってもらえますかということで、そういうやり方をしていますということでしたので、それは時期的にはそういうことがあるかと思いますが、通常の場合は戸籍のほうに足をのばしてもらって、お客様の対応をしてやっておりますのでご理解いただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 高齢者や今転入、転出者のそれぞれの対応マニユ

アルというものができていると思うんですけども、役場庁舎に正面から入りますとこっちに戸籍があつて、こちらに福祉関係の係と分かれているんですけども、入った瞬間、目の前には案内板があるんですけども、わからないとき総合窓口の議論があつたんですけども結局置かないということで、慣れている人はいいんですけども、ぱっと入った瞬間、一体俺はどこへ行けばいいんだという感じがちょっとする庁舎だなというふうに僕は思っているんです。やはり一言、お気軽に窓口にご相談くださいとかって書いてあるものが見えたら、そこへ行って聞くとと思うんですけど、何か一瞬役場の中を見渡してしまうというのがちょっと印象としてあるのですけれども、例えば今行った方の中でなかなか急に目に飛び込んでこないの、左側のほうへ行って福祉のほうへ行って相談したときも、そうしたマニュアルが伝わっているのでしょうか。高齢者福祉係の所に行って、実は戸籍謄本をとりに来たんですけどもといったときに、そうしたものに対応するような、高齢者とか障がい者とか、転入、転出者、どんな形でも対応するようなマニュアルというのは各係でもっているというか徹底されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 対応のマニュアルというよりも、まずは戸籍係が最初の所にどんと構えていますので、そこに来る方がこれはどこにありますかとか聞くのにもそこに来るといふふうに思います。

先ほど申し上げましたとおり、転入、転出だとかそういう目的をもって来られた方には、引き続いて次の手続きが必要な場合、それについては、こういうお客さんに配るものがありまして、そして裏にはそれぞれの場所と係名、番号が書いています。ですから行ってもらうときには丸印をして、ここですので、ここでこのお話をしてくださいということでやっていますので、あちこち次はどこだろう、あそこだろうということではなくて、この人にはこれとこれとこれの手続きがこういうふうに、例えば転入された方でいけばごみ、犬、自治会についてのことで住民環境係に行きますと、それから健康保険の後期高齢者、年齢にもよりますけれども乳幼児、ひとり親、高額医療について、国保係にそれはここですのでということで印をつけてお話を、来るときはその場で話ができますけれども、どうしても来られない場合はそちらのほうに申し訳

ありませんが足をちょっとのぼしていただけますかということ、行けばそこでまた対応をしっかりとしていますので、そう大きな問題というのものないのかなというふうに思います。

また、ワンストップサービスというのは1カ所で済むとかそういう意味もありますけれども、1回で済むという回数の問題もあると思うのです。何回も来るということではなくて、いろんな手続きが役場のみならず陸運に行かなくちゃいけない、運転免許証のほうに行かなくちゃいけない、警察のほうにも行かなくちゃいけないというように、あちこち行くんじゃないで、それが今、1カ所でできるようになってきているという形、この施設に来れば、残念ながら教育委員会だけはちょっと外れているんですけども、大体のことは全て終了するという形になっていると思います。あわせて今オンライン化が進んできていますので、将来的には役場に来ることなく自分のところで対応できる時代に徐々になっていくのではないかなというふうにも流れとしてみているところです。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 今日の新聞にも伊達町のマイナンバーカードによる戸籍関係の書類をコンビニで10円でというのが載っていたかと思うんですけども、やはりそうしたワンストップサービスばかりではなくて、住民が気軽に行政手続きを終えられるようなことも私はワンストップサービスのうちかなというふうに思っておりますので、またそうしたものもぜひご検討いただきたいと思います。

次に、3番の課長係長間、係長係間の関係性の問題なんですけれども、実は、これこそ今回聞いたら、みんなうまくいっていると言うんです。みんなうまくいっていると言うんですけれども、ここの部分で係長会議というのは今度係制をやったときのあの意味目玉なんですけれども、係長会議というのはやっているのかと聞くと、年に1、2回は行われているということで、その中で係長会議の中でいろいろな要望だとか、やさしく言えば要望で、悪く言えばクレームというか、業務上の中で不都合があったものについて係長会議の中で出てきたものは速やかに改善されているというようなお話がありました。

係長課長間、それから係長係間の間でうまくいっていれば係長会議でそうした問題

が出てくることがないというダブルチェックみたいな形になっているんですけども、そうしたところ、僕は係長会議は大いにやってほしいなと思っているんですけども、小さな問題でも係から係長が拾い上げて瑣末なことでもちゃんと課長に報告するというシステムが今現在きちんとできているかどうか、町長の実感としていかがかお聞きしたいと思うのですが。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 印象としては比較的うまくいっているのではないかというふうに思います。

ただ、1回目の答弁でもお話ししましたとおり全てうまくいっているという、やっぱり人間社会ですからそういう欠陥もあるんだろうというふうに思います。連絡、報告漏れだとか、後になってわかってみて、それを言うのを忘れていましたとかそういうことというのもたまにあつたりしますので、そこのところはやはりその都度こういうことは今度やめようなどということできっと話し合いを進めていってほしいと思っていますところでは。

係制の検証委員会の議事録というんですか、そういうものは決裁で上がってきますので、それは私も見たりしているんですけども、いろんな今後考えていかなきゃならないこと、例えば名称の問題だとか、分野の問題だとか、そういったことにも触れている部分もありますし、それと定年退職を迎えて、その後引き続いて再任用で働きます。そうすると立場が変わるものですから、そこのところの気まずさというのですか、付き合い方が昨日と今日では変わるものですから、そこところに何かやりづらさというのが意見の中で出ているのも認識しているところではけれども、これは正直なところ慣れていくしかないのかなというふうに思っているところでは。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） 〔登壇〕 結局、組織改革というので一番大事なものは、やはりそこで働く職員の意識改革だと思うんです。係長制だろうがグループ制だろうが、どんなに形が変わろうと、やっぱりその課の仕事は課全員が一致協力して成し遂げるものだ。いや、あいつの係のことだから、俺は知らなくてもいいんだとかそういうんじゃないで、やっぱり今、町のために俺は何ができるかという思いをみんなに持つ

ていただいて、そしてできることがあるなら、私は係、課は違うかもしれないけれど協力して町のために頑張りたい、そういう気持ちを持つ職員を1人でも多く育てていくことが私は組織改革の本当の意味ではないかなというふうに思っております。

ですから、組織改革というのは、やはりもちろん最後は町民の公共の福祉につながるわけですが、やっぱり役場がうまく回る、そして役場の中でみんなが津別のために何かをしたいという共通の思いを持っていけるような人材を育てるような組織改革というのが本当の組織改革だというふうに思います。

動かなければ人の心が動くように、職員の心が動くように、ぜひ町長はじめ副町長以下、職員の気持ちを奮い立たせるような組織づくりを心がけていただきたいというふうに思います。

最後に蛇足ですが、意思疎通の中でちょっと実は今回インタビューしてみたんですけど、町長のメールを結構みんな読んでいるかといったら、100%読んでいると答えたんですけども、返したことがあるかといったら誰もメールを返したことはないというので、町長ぜひ返してもらえるように庁内メールの発信も頑張っていたらというふうに思います。

何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 人材育成というのが一番大事なことだなというふうに思っています。以前から町づくりは人づくりということが、それが一番の基本だというふうに言われています。その中核になっていく役場の職員がしっかり町づくりのための人材として機能していくためには、研修もしっかり必要ですし、それからさまざまところにも顔を出しながら自分を高めていくということも必要だろうというふうに思っています。そういう形でこれからも議員おっしゃられたことをまた胸に入れながら進めてまいりたいと思っております。

メールについては私も毎月月初めにA4に大体1枚書いたものを全職員に送っているところですが、確かにメールで僕はこう思うとか、こういうのもやったらどうでしょうかというのはないんですけども、ないというのは最近ないということで、議員がお聞きになった方たちはきっと出していないと思うんですけども、ゼロでは

なくて何人かは戻ってきます。そして自分の意見を書いて報告してくれたり、女性が多いです、それはしっかりしているなというふうにもそれでわかりますし、最後に一言何かあったら直接メールくださいと、新たに文章を入れるようにしますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 次の質問に移りたいと思います。

公務員の副業についてお聞きしたいと思います。

最近、民間企業では続々と副業を解禁する動きが出てきています。先日、清水町の町長と産業振興課長が民泊を始めるというニュースが報道されていました。早速ネットで調べると公務員の副業解禁は徐々に広がりつつあることがわかりました。総務省もこの流れを後押しするかのよう2020年1月に地方自治体に対し公務員の副業の許可基準をつくるように求めています。現在、地公法第38条において公務員の副業については一部を除き任命権者の許可が必要となっています。私は今、津別町には1人分の職業としては成り立たないけれど、あるといいなという民間ニーズの担い手が不足していると感じています。本業に支障をきたすようでは困りますが、公務員が副業をもつことへの町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、公務員の副業についてお答え申し上げたいと思います。地方公務員が副業に従事するには、地方公務員法第38条により、任命権者の許可を受けなければなりません。

また、本町の庶務規程第30条の2第1項におきましても、営利企業従事者等の制限を規定し、職員は町長の許可を受けなければ営利を目的とする私企業に従事してはならないとしています。

この副業について、本町では平成15年に社会的状況の変化や諸事情を勘案し、町長の許可を受けることにより、職員が営利企業等に従事することを可能にする「職員等の営利企業等の従事に対する取り扱い」についてという内規を定めて運用してきたところです。

その後、総務省からの通知もあり、令和2年1月に「津別町職員の営利企業等の従

事に関する要綱」を制定し運用しているところです。

実績としましては、要綱に定める基準や、地方公務員法第35条に規定する職務に専念する義務に抵触しない範囲において副業従事を許可しており、現在これに該当する職員は2名となっています。

今後におきましても、職員が公務以外でも活躍や、地域振興、社会活動に貢献し、本来の職務に影響がない範囲内において申し出があれば許可する考えでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 津別に足りない職業というのは幾つかあると思うんですけれども、それを補ってくれるのは会社員でも主婦でも役場の職員でもいいなというふうに思って、役場の職員がぜひそういう可能制をもてたらいいなと思って質問いたしました。

例えば、津別町で空き家バンクがあるんですけども、話が成立したときに仲介する業者がないということで、もし宅建の資格等を職員がとって不動産の仲介業をやってくれれば全部津別で完結すると。

それから、今トレイルルートの開発を行っていますが、これもやはりガイド業とかポーター業、そうしたものはそれだけでは食えないんですよね、多分、土日ぐらいしか利用客が多くありませんので、そうした部分を例えば職員ばかりではなくて町の若者と一緒になってNPOでも立ち上げて、そういうものやってくれるとか、あと今、中学生の塾なんかも今はないわけです。こうしたものを職員の中には大学を出て優秀な成績を収めて津別町役場に入ってきたと思いますので、そうした者がやったら倒れちゃいますけれども、何人かでグループを組んでやれば、そうした部分の需要も満たすことができます。あと今日の朝テレビで見たんですけども、津別もハンター不足、猟友会のメンバーも不足していますけれども、そういう部分でも津別の町として困っているような対策に対しても、例えば鹿を退治してその肉を供給するようなNPOを立ち上げるとか、そういったようなことをもちろん役場の職員だけじゃなくて、町の人も巻き込んでできたらいいのかなというふうに思ってこうした質問をいたしました。

そればかりじゃなくて相乗効果もあって、今、津別に新しく入ってくる職員は9割方町外の出身であります。町内にどうしてもつながりがないので、そういうことを副業として行いながら、ぜひ町民とのつながりをもつことによって、本当の町の姿が職員に見えてくるのかなと思ひまして、こうしたことを積極的にやっていただきたいなと思ひて質問しましたが、町長のほうからは機会があればということだったので、ぜひこうしたものは今全国的にも民間企業もちろんですけども、神戸市ですとか奈良県の生駒市ですとか、自治体自体が積極的に推進しているところもありますので、事例等を研究されて前向きに考えていただければと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の状況でいきますと、基本的には申請があって副業は認められますので、本職に影響がない限りにおいて認めるような形になっておりますので、希望されるということはまず大前提になっております。希望しないところにこれやれということにはちょっとなりませんけれども、そういう今の実情みたいなものが、ちょっと今、議員がおっしゃったように中でそういうこともあるなというのは感じたのは塾ですね、塾も今対応していた方が亡くなられたりしてしまひて、そういうのを例えばチームを組んで副業として対応できないかどうかというのも一つの方法だなというふうには受け止めたんですけども、そういうことをやっていいよという気持ちが必要かやっぱりするかないかというのがやっぱりする必要ですので、投げかけることはできるかなというふうには思っているところです。

このご質問を受けるにあたって、近間の所でそういう事例があるのかなということで、塾ではなくて、こういう副業の例というと、あまりないというのが実情でして、たまたま家に広い空き地をもっているので駐車場としてお金を取っているもので、それで副業の申請を出してやっているだとか極めて少ない、あとどんなのがあると言ってもなかなかない状況です。

ちなみに、うちの職員2人については音楽活動をやっておりますので、そこで自分で作詞作曲して売っておりますので、ネット上で、そこで買われれば収入になりますので、そういったことで手続きをきちっと踏んでいるという内容になっております。いずれにいたしましても機会があれば職員とそんな話もしてみたいなというふうには思うところ

です。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午後 0時 3分

再 開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君）〔登壇〕元大阪府知事の橋下徹さんが、公務員の副業について副業の「副」という字を重複の「複」という形で複業というものは、これから大いに考えていくべきだというような発言をされておりました。

私は、その重複の「複」よりももっと進んで兼業という考え方があるのかなというふうに思っています。働き方改革ということで民間企業もそれから国家公務員のほうも2019年の3月に国家公務員法が改正されて副業が解禁となり、地方自治体にも今その波がきているわけであります。

最初に質問で、事例に清水町の町長と産業振興課長をあげましたけれども、あそこは民泊ですけども、事例としましては浦河町のいちご農園に早朝のいちご摘み、これは日高振興局の職員がやっているというのをネットで拝見しました。そのインタビューの中で答えているのは、やっぱり地域の産業に貢献できたことも嬉しいし、一番大きいのは、やっぱり地域と人のつながりができたと、そういうことを言っております。津別町でも、役場の中でも社会貢献として消防団員になったりしている動きもあります。もちろん強要するとか本業をおろそかにしてまでの話ではないんですけども、やはりそういった地域に飛び込むような機会をぜひ考えていただきたいと思ひまして、機会があれば町長にもそうしたことを職員にやっつけていいんだよ、もし地域とつながりをもちたかったら、そういうことができるんだよということを少し広めていただけるようなことがあればいいのかなと思っております。

町長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、兼業というお話も出たわけですけど、実は今、町がもっている津別町職員の営利企業等の従事の許可に関する要綱、令和2年1月30日なんですけれども、ここでは兼業と表現しています。それは兼業できる許可の基準というのを五つ定めていまして、一つは兼業することで職務の遂行に支障が生じないと認めるときと、それから二つ目が、兼業することで職務遂行上その能力に悪影響を与えるような心身の著しい疲労が認められないこと、それから三つ目には、兼業しようとする職員が在職する町の機関と兼業先との間に工事の請負、物品購入等の特殊な関係がないこと、それから四つ目には、兼業する営利企業等の経営上の責任者でないこと、そして最後には、兼業することで職員としての信用及び職員全体の名誉が損なわれないと認められるときと、この五つを許可の基準として、OKであれば許可を出すという形になっておりますけれども、今、議員がおっしゃられたのは、いわゆる地域貢献というか、非常に働き手も少なくなって、そういう状況の中で地域のことをもっと知っていく上で、そこに職務に影響がない範囲の中で積極的に関わるということもどうなのかというお話だと思いますので、その地域貢献というところ、お金の報酬ももちろんありますけれども、そういう観点ですることは出来るんだよというようなことは、お話を職員のほうにしてもいいかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、佐藤久哉君。

○7番（佐藤久哉君） [登壇] 今そうした地方公務員の兼業を進めている県でいきますと、長野県とか福井県という名前があります。やはり人口が過疎の県が多くて、地方創生の中でやっぱり失われた担い手をカバーするために、そうしたところが積極的に動いているのかなというふうに感じます。そうした時代の流れを的確にとらえて、ぜひ津別町もそういうチャンスを見逃さないでやっていただけるようお願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○議長（鹿中順一君） 次に、6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の質問事項に入らせていただきます。

学校給食費無償化の実施についてであります。

学校給食費の無償化については、全額または一部補助を実施している市町村は年々増えてきています。

津別町は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費軽減事業で給食費を免除し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、令和2年度に全納期分、令和4年度は10月から2月納期分までの免除を予定しています。

そこで、次の点について伺います。

一つ目、最近の全道・管内の学校給食費無償化の状況について。

二つ目、給食は教育の一環であり、全ての子どもたちのために無償化を推進すべきではないか。

三つ目、学校給食費の無償化により、子育て支援の一つとして、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりや定住しやすい環境づくりにつながると考えるがどうか。この三点ですが、最初は教育長に伺います。

○議長（鹿中順一君） 巴君の質問に対し理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（近野幸彦君） 学校給食費無償化の実施についてお答えします。

1項目めの最近の全道・管内の学校給食費無償化の状況についてですが、前年度の調査結果が出ておりませんので、現状で把握できている範囲での数となりますが、全道で38市町村、オホーツク管内では7市町村が実施している状況です。

続きまして2項目めですが、学校給食は、学習指導要領にうたわれており、適切な栄養の摂取による健康の保持増進はもちろんのこと、健全な食生活を営むことができる判断力及び望ましい食習慣を養い、食に係る全ての人々に対する理解や地域の食文化などについて理解する上でも非常に重要な教育活動の一環であると考えております。

しかしながら、無償とするためには財源が必要であり、道内他市町村においては過疎債のソフト事業やふるさと納税を財源に充てている例が多いようですが、ご承知のとおり津別町においては、過疎債ソフト事業については津別病院への助成に充当しておりますし、ふるさと納税については、それほど多くないということもありますので、財源的に充てるものがない状況となっております。

私の考えとしましても義務教育の一環として、全国の市町村全ての子どもたちの給食費を無償にすべきと考えますが、多くの市町村が無償化に踏み切れない大きな理由としては、財政的な問題だと思っておりますので、そうであれば、国の方針として国の予算で学校給食を無償化すべきと考えます。

次に、三項目めですが、給食費無償化により、子育て支援策の一つとして保護者の経済的負担を軽減することで、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりや定住対策にもつながることは理解しておりますが、今、説明した財源の問題もありますし、また、津別町においては、こども園に対する支援やさまざまな子育て支援策、教育の分野では放課後児童クラブの充実や学習支援員を手厚く配置するなど、さまざまな子育て支援策を実施しておりますので、今後も町の政策として全体を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 以上の内容から、1番の最近の全道・管内の学校給食費無償化の状況についての関係で、教育長に伺いたいと思っております。

答えとしましては、全道で18市町村、オホーツクでは7市町村が実施している状況だということであります。

文部科学省は2017年、平成29年度の学校給食費の無償化の実施状況と完全給食の実施状況について、教育委員会を通じ調査した内容であります。今回は学校給食費の無償化についてのみ取り上げさせていただきます。

本道では、15自治体、福島町、木古内町、赤井川村、浦臼町、雨竜町、上川町、美瑛町、清里町、小清水町、西興部村、雄武町、大空町、足寄町、陸別町、浦幌町が小学・中学とも無償化を実施し、小学校だけ無償化を実施しているのは三笠市、一部無償化補助を行っているのが43自治体とのことです。

その後、私が調べた本道の2021年度では、先ほどの15自治体から30自治体が小中学校とも無償化を実施しています。これは5年前の2倍の伸びとなっています。

小学校だけ無償化を実施している三笠市、2021年度の臨時的措置で実施しているのが4自治体、管内では前回より2自治体、紋別市、佐呂間町が増加しています。

また、先月8月30日の赤旗新聞記事によりますと、本州ですけれども福島県で小中

学校などの学校給食費の無償化を求め運動している学校給食費の無償化を求める会は、7月時点で59市町村のうち44市町村、75%が実施しています。そのうち全額無料は23市町村、一部補助は21市町村が実施していることを明らかにしています。

また、第28回通常総会、2022年の4月20日、内閣委員会で塩川鉄也衆議院議員は、学校給食の無償化について述べています。

相手は渕上政府参考人であります。2017年に文科相が、学校給食費の無償化の実施状況の調査結果について、文科省は全国1,740自治体のうち小中学校両方で無償化を実施している自治体は76自治体だと答えています。

塩川議員は、完全無償化の自治体が群馬県では調査時の8団体から14団体へ、山梨県では2団体から11団体に大きく増えていると強調しています。4割を超えている状況です。5年間でこのように前進しており、これらのことから見ても学校給食費の無償化は年々増えていることがわかりますけども、これについて伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） [登壇] 今おっしゃられたとおり増えてきているのはわかっています、管内的にも、今、全道で30自治体といわれましたけれども、毎年、北海道の学校給食というものが出されていて、今、令和4年のものはまだ結果がまとまっていないのでわからなかったものですから、調べられる範囲内で調べた結果、最低でも38市町村は全道で無償化しているということがわかっていたので、今おっしゃられた数字よりも、まださらに増えているということでもあります。

管内的にも18のうち7市町村ということで、率にして38.9%ということで全道の中でもどちらかというところオホーツク管内は無償化が進んでいるほうかなというふうなことで考えています。

ただ、今、7市町村ですけども、その7市町村のうち、ふるさと納税を主に財源としているのが4市町村、それからあとは過疎債のソフト事業と、それから基金というところがあって、ふるさと納税というところはそれなりにうちより大分ふるさと納税の財源も多いというところでありまして、それなりに過疎債のソフト事業もほかに充てているものはなく、使えるという状態にあるところだと思います。

先ほど説明したとおり、給食費の無償化については進めたいことではありますけど

も、ちょっと財源的に今はもう少し考えさせていただきたいということでありまして、決して無償化を進めないというわけではなくて、今の段階で、ちょっと財源的にもう少し考えさせていただきたいということでもあります。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] 今の答えに基づきまして、2の学校給食義務教育の一環としてというほうに入らせていただきたいと思います。

回答としましては、義務教育の一環として全国市町村そういうことで行っているけれども、財政的な問題だということで、国の方針として国の予算で学校給食を無償化すべきと言われておりますけれども、先ほど4月20日の内閣委員会、塩川委員は実態調査を求めておりまして、さらに学校給食法というのが、ちょっとさかのぼりますけれども1951年にユネスコの勧告に刺激をされて制定されております。そのユネスコ勧告は義務教育では、できる限り家庭に補充的な出費を負わせるべきでないとしていることは承知しておられると、その問いに政府参考人は学校給食の完全無償化が不可能な場合には、父母による財政的負担が考慮されると、その場合の負担は、給食材料費を超える額とすべきではないと考えられるとも承知しておりますが、さらに学校給食は、栄養バランスのとれた食事の提供により、子どもたちの健康の保持増進を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるため、生きた教材としても大きな意義を有しており、その推進は非常に重要だと考えておりますと。

一方で、学校給食費の無償については、学校の設置者と保護者との協力により学校給食が円滑に実施されることが期待されるとの学校給食法の立法趣旨に基づいて、各自治体において地域の実情に応じて検討を願いたいということが述べられております。

津別町としましては、そういうことを踏まえてどうなのかということ、さらに伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（近野幸彦君） 2番目の項目に全ての子どもたちのために無償化を推進すべきではないかという問いでありましたので、そうであれば国が全ての子どもたちのために国費としてやるべきではないかというような回答をさせていただきました。

先ほども申しましたとおり、うちの町で検討していないわけではなくて、さらに今

後も検討し、今回の交付金でもまずほかの町では交付金を給食費に充てていないところもたくさんあります。ただ、うちの町としても、この給食費の無償化ということをやっていききたいという中で、財源が今回交付金というものがありましたので、そこで給食費を無償化にしまして、また今後、一部無償化も含めて検討させていただきたいということで回答させていただきます。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴 光政君） [登壇] それでは、次の3点目に入らせていただきます。

学校給食費の無償化、子育て支援の一つということで、さまざまな子育て支援策を実施しており、今後、町との政策として全体を見つめ、見据えながら検討してまいりたいということでありますので、町長に伺いたいと思います。

無償化した自治体では、成果として児童生徒の地域への感謝の気持ちの涵養、保護者の経済的負担の軽減、給食費の徴収や未納、滞納者への学校側の対応負担の解消などが報告されています。管内の自治体では、実施されている西興部村では、未来に向かって人を育てる村づくりとして、村を支える人材の発掘、育成に努めるほか、学校給食費の無償化を実施し、保護者の負担軽減を図るとしています。

清里町では、保護者の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の整備と地場産食材を活用した学校給食による食育活動の推進を目的として実施するとしています。

大空町の学校給食補助金交付要領では、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに寄与すること及び食育活動の推進を目的として学校給食の給食費負担相当額について補助金を交付するとしています。

小清水町では、児童生徒の健やかな成長と子育て、世帯の経済的負担を軽減することで、町内における消費活動の好循環、経済活性化、また少子化対策や若い世代で世代が移住することにつながることを期待しているとしています。

先ほどの答弁にもありましたが、国が完全実施するまで待つのではなく、住民の生活を守り、住みやすい町づくりを目指すためにも、津別町も学校給食費の無償化を検討できないか伺います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

学校給食の無償化の実施につきましては、基本的には財源の問題もありまして、教育長が述べましたとおり今後も町の政策として全体を見据えながら検討してまいりたいとの考えと同様であります。

現在のコロナ禍の中、交付金を学校給食にも充てて無償化しているところですが、これが終了した際には負担感が強くなると思われるところです。

そこで、検討の方向性としましては、財源の問題を念頭に置きながらも、all or nothing、いわゆるゼロか100かということではなく、一部助成も含めて教育委員会と検討してまいりたいと考えております。

なお、今、巴議員さんのほうからさまざま全国の既の実施しているところ等々の報告もございました。だんだん増えてきているというのは認識をしているところでありますけれども、その市や町が何を財源としているのかということも、ぜひ一緒にお話ししていただければ、大変私どもとしても参考になるなというふうに考えているところです。管内的には、今、七つの市町村が無償化をしているわけですが、財源的には1市3町がふるさと納税を使っています。それから1町1村が過疎債を使っております。もう1町は、再生エネルギーの売電収入を充てて無償化しているという、それぞれ財源をもって対応しているところであります。

ご承知のとおり、津別町においては過疎債の枠、大体8,000万円ぐらいですけれども、これは全て2億4,000万円の支援をしている津別病院に対しての医療補助ということで全てを使っているという状況にあります。そのほかふるさと納税も他町村から見ても十分な状況ではありませんけれども、そうであれば、例えばふるさと納税の新しい返礼品を町民のそういうことをされている方も含めて新しく開発して、それを学校給食費無償化のために皆さんで頑張っていきたいと思います、やってみましょうというようなことだとか、そういう取り組みというのは、皆さんと一緒に醸成しながら進めていくということも大切なことではないのかなと思うところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、巴光政君。

○6番（巴光政君） [登壇] 前回も私のほうから無償化に向けての質問をさせ

ていただきましたけども、管内的にも全道、全国的にも実施する市町村が増えているということも理解をしているということでもありますけども、やはり津別町が子育て支援という立場とか、町は今後どうあるべきかということを考えた場合に、ぜひとも、もう少し若い世代がいられるような津別町をつくっていかなくやならないのではないかなと。そのためには、やっぱり若い世代で一番お金のかかる時期でもある人に、少しでも負担を軽減させていただければいいのかなということで、今回、学校給食費無償化の提案をさせていただきました。

それで、今までの質問と重複しますけども、教育の一環として子育て支援、定住対策、特に若い世代の雇用の確保につながる支援とも考えられますけども、学校給食費の無償化実施をぜひとも検討いただきたいなと考えて私の発言を終わらせていただきたいと思います。

何かあればよろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 巴議員の町政全般を担当する議員さんでありますので、町の財政状況というのは、今度、決算審査特別委員会もありますけれどもよくご承知かというふうに思います。

その中で、これに充てるためには、どこからどう捻出するかということのも大事な議論になってくると思います。今、町のほうでは子育て支援の中で、他町村ではやっていない部分も取り組んでいます。例えばゼロ歳から1歳までは毎月1万円を交付していますし、2歳、3歳のときは、それぞれ月5,000円の商品券を3歳終了するまで送らせていただいております。それが非常に助かっているというお話も若い世代から聞いているところですけども、これをそのまま例えば財源を組み替えるのに、一部ここを削減して例えば給食費に回していくか、それはやはりそのままやって、給食費は一部助成から始めてはどうかと、いろいろ議論があるかというふうに思います。

私としましては、先にお答えしましたとおり、いっぺんに全部やれば一番それに越したことはないのですけれども、一部助成をまずは考えてみて、そして、やっぱり今、過疎債の枠を広げてもらうということになると、ものすごい国に対してのエネルギーも使う必要がありますけれども、やれるということであれば、ふるさと納税をも

う少し頑張れば無償化にも十分つながっていくのではないのかなというふうに思います。

ですから、同じ町づくりとして、このふるさと納税を取り組むことによって、ここに住んでいる子どもたちに、こんないいことがあるんだということを訴えつつ返礼品を増やしていただくとか、もっとふるさと納税を行っていただけるというような取り組みが一番、もしかしたら手っ取り早いのかなというふうにも考えておりますので、その辺につきましては町のほうでも十分検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] ただいま議長に発言のお許しをいただきましたので、先に通告した件についてお尋ねいたします。

森林組合についてであります。

津別町は町の総面積の86%を森林が占め、農業とともに林業・林産業を主産業として発展し、全国で初めて愛林のまち宣言をした自治体であります。

現在も丸玉木材森づくり基金による森林整備のための補助を行い、私有林の森林整備の推進を図っております。

我が町は愛林のまちであり、森林整備を続けるために森林組合が地域に必要であると考えます。

そこで、次の点について伺います。

一つ目に、平成13年に北見広域森林組合と合併になったことについてどのように受けとめているか。

二つ目に、北見広域森林組合津別事業所が老朽化により、施設の修繕や建て替えが生じた場合、活用できる支援事業はどのようなものが考えられるか。

三つ目に、北見広域森林組合津別事業所が修繕や建て替え等を行った場合、数十年事業を継続していくことと予測されるが、今後の関わり方についてはどうか伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 小林君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、森林組合についてお答えしたいと思います。

はじめに、平成13年に行われた北見広域森林組合との合併をどのように受け止めているかについてですが、北見広域森林組合は、地域林業の振興の役割を果たしてきた津別町森林組合が、北海道森林組合連合会による「森林組合広域合併構想」並びにそれを受けて北海道が策定した「森林組合合併推進方針」を背景に、経営基盤の強化に向け広域合併に着目し、北見市・端野町・常呂町の森林組合とともに平成13年7月2日に発足しています。

当該広域森林組合は、旧北見森林組合を存続組合として、本部並びに製材工場等の本拠地を北見市に構えています。旧津別町森林組合を津別事務所として残置し、製材工場を引き継ぎ運用し、組合員等の津別町内の山林から生産される素材を、杭丸太等を主体とした製材品として加工し、地産地消による木材の供給を担っているところです。

森林組合は、森林組合法において「森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資すること」を目的と規定されており、地域林業の振興に必要不可欠な組織であります。

当町におきましても北見広域森林組合は、東岡、活汲等の一部森林所有者が加入している美幌町森林組合とともに、当町の私有林における効率的な森林施業の実施による適切な森林管理の推進に努めていただいている、かけがえのない組織であると認識しております。

次に、北見広域森林組合津別事業所が老朽化により、施設の修繕や建て替えが生じた場合、活用できる支援事業はどのようなものがあるかについてですが、事業所のどの施設を修繕、あるいは建て替え等整備するのにかによりますが、本町では、町内において事業活動を行う者を対象に助成する制度として、「津別町起業等促進条例」に基づく補助制度があります。ただし、この条例において「町が出資者として加わる事業所」並びに「広域的な団体等の出資による事業所」については、補助対象から除かれるため補助は制限されます。

北見広域森林組合津別事業所における木材処理加工施設を更新する場合、国、いわゆる林野庁ですけれども、国の予算を北海道が運用し実施している北海道林業・木材産業構造改善事業による補助がありますが、要領等に定められた条件を満たし、採択を受けた場合には事業費の2分の1を上限に補助を受けることができます。

この補助事業は、林野庁による森林整備や木材加工に特化したものですが、現在、国が推進している「デジタル社会の創成」に関連する事業による、ICT等の先端技術による機能向上・効率化に向けた取り組みや、SDGsが目標とする木材利用が貢献する環境に配慮した取り組みと組み合わせた施設の更新であれば、事業内容の視点を変えると、さまざまな省庁の施策に基づく補助事業に該当する可能性があります。

町としましては、これらさまざまな補助事業に対して、常に情報収集に努め、更新の内容にマッチした補助に関する情報を提供するとともに、補助制度によっては、町が申請主体となる可能性があることから、間接補助による申請事務におけるさまざまな助言、協力を行う考えであります。

次に、北見広域森林組合津別事業所が修繕や建て替え等を行った場合、数十年事業を継続していくと予測されることから、今後の関わり方についてのご質問ですが、先に述べましたとおり、町は当該広域森林組合を地産地消による木材供給や私有林における森林整備の要と位置づけ、豊かな森林環境の形成になくてはならない存在と認識しているところです。

北見広域森林組合は、町内において組合員をはじめ、町内森林所有者の皆さまからの意向を取りまとめ、森林の施業や保護、管理方法を5年を1期として計画する森林法に基づく「森林経営計画」の作成主体となり、計画の遂行にご尽力をいただいているところです。

また、丸玉木材森づくり基金による「愛林のまち緑資源を守る推進事業」や森林環境譲与税を活用した「愛林のまち私有林整備事業」について、森林所有者に代わり補助事業を取りまとめ、事業の申請主体として円滑な活用に協力をいただいているところです。

令和2年度から町は、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査結果を踏まえた森林現況調査を北見広域森林組合に委託しており、未整備森林を調査した上で、森

林所有者に面談を実施し、森林整備の推進を図っているところです。

町は、北見広域森林組合を森林整備におけるパートナーとして、今後ともよりよい関係性を構築し、さらなる効率的・効果的な森林整備を推進してまいる考えでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕 一つ目の質問に対しまして、合併となったことにつきましては、この合併という問題でいいますと、町も平成の大合併の時には、津別町は独自の道を選び今に至り、森林組合は、この合併という道を選び、互いに正解に向けて今長い道のりを進んでいるところであると思っております。この森林組合につきましては、北見市・端野町・常呂町と合併されましたことにつきましては、お互い様であり、ありがたいことであるというのが私の考えであります。

現在も大きめの原木を北見工場、小さめの原木、末口15センチから20センチ程度のを津別工場で加工するなど、原木を無駄なく効率的に使用するなど、相互に補完されており、津別工場を必要としてくれております。津別町としても、町内に森林組合があるということは、森林を維持していく上で重要な意義があると考えます。

ですが、現実問題古くなってきておりますのが津別工場でございます。この津別工場が今も森林組合のもと営業していることについて、町長の今の考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 営業していることと申しますか、広域森林組合の津別事業所として担っている部分を、今、営業されていると思っておりますので、それについては、先ほどいろいろ申し上げましたとおり極めて必要な存在であるという認識のもと、考えているというところであります。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君）〔登壇〕 森林組合が津別事業所を守っていてくれていることで、まだ津別の森林、木材等々が非常にいろんなところに役に立ちますし、また雇用の問題でもありがたいところであると思っております。

次に、今現在、津別事業所はかなり老朽化も進んでおります。施設の修繕というの

も検討されております。

その中で、森林組合の職員に伺いますと、なかなか対象となる補助事業はないんだということも伺っております。

そこで、先ほどのお答えにありましたように、津別町企業等促進条例、これは、実は今回予定しているところには当てはまらないということを担当の職員から伺いました。しかし、まだほかの事業所ですとか、古くなった大きな機械というのもこれから修繕していきたいという考えはあると伺っております。その中で、今、町長のお答えにありました北海道林業木材産業構造改革事業による補助など、道や国の事業、また、それに採択されるためには森林整備や木材加工に特化したものですとか、国が推進しているデジタル社会の創成、またはSDGsが目標とする環境に配慮した取り組みと組み合わせた設備など、さまざまな条件があるというお答えを伺いました。

これに対して森林組合から、今後またこういう補修、修繕があるときに、どのような補助があるかと聞かれるかと思えますけれども、それに対して、この情報がやはり一番集まるのは町であるかと思えます。聞きにこられたときには、どのようなスパンで、長期的なスパンでやるのかというところを相談に乗りながら、長い目で、例えば今言った、こういうふうなSDGsですとか、デジタルですとか、そういったところを付け加えながらすれば補助が当たるといいますか、そういったところを考慮しながら、向こうから聞かれて答えて、また、こちらから探して、町から森林組合というところにも、ぜひもう一度話を振っていただいて、やり取りの中で、お互いの信頼関係を構築して、国、道、町がどのような補助の形があるのかというところの相談に乗ってほしいというのが私の思いです。

町長の考えが何かあれば伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず相談の前提となる、何をどうしたいのかというお話がまだ全然私のほうにはありませんので、それでお答えがそういう場合、SDGsにこれはこっちの補助金が使えのかもしれないねということで、そういうことが想定されますという答弁をさせていただいたのですけれども、津別工場のほうで広域森林組合として、こういう改修、改築をしていこうと、そのことによってこういう収益があげら

れるとか、それは多分、理事会だとか総会に案件が提出されて、そして町のほうにも関係、地元ですから何か具体的な、多分、情報としては森林組合自体も札幌の連合会とつながっていますから、そこにはこういう制度があるぞとか、これをうまく使ったらいいんじゃないかとか、そういう連合会からのお話もあると思いますし、場合によっては、例えば農協もそうですけれども、町が事務をして、町の予算を通過して、そっくり農協のほうに行く、いわゆるトンネル予算というものもありますけれども、それにしても農協自体がこういうものを建てたいだとか、こういうものを買いたいだとか、こういうことをしたいんだけどもということで事務を手伝ってもらえるかとか、申請を手伝ってもらえるかということになってきますので、まずは森林組合のほうで、こういう計画をもっているんだけどもという、それが全然わからないものですから、お答えのしようがないというのが現実なものですから、そういうのが実際にこれから議論されて出てくるんだらうというふうに思いますので、その際は、やはり担当を含めて、何がどうできるかということは一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 今、広域森林組合のほうでは、津別事業所を残していこうというところで話が進んでいるところでございますので、これからいろいろなことが出てくる、その中でぜひ町のほうにも協力していただきたいというのが森林組合の考えでありまして、それに対して親身になって相談に乗っていただければというのがこの2番目でございます。

次に、3番目に、今後、継続していくことが予測されますが、今後の関わり方についてということも、これも今までの流れでほぼ答えが出ているところでありますけれども、やはり森林組合と町との兼ね合いのところ、森林環境譲与税を活用した愛林のまち私有林整備事業というのも重要になってくるかと思えます。そのお答えの中で森林所有者にかわり補助事業を取りまとめてございますけれども、令和2年度からは、森林所有者の意向調査の結果を踏まえて、未整備森林を調査し森林整備の推進を図っているとのお答えでございました。ここについて少し伺いたいと思えます。

整備しなければならない森林というのは、今どのぐらいの口数というか、どれぐらいの人数、持ち主、組合員がおられまして、未整備地区というのはどれぐらいあるの

か、実際にそれを整備された実績というのはどれぐらいあるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 未整備の森林についてお答えいたします。

申し訳ありません、ちょっと今、具体的な数字のものを持っていないんですけども、この調査を実施する際に、事前にまず町のほうで森林調査簿がありまして、そちらのほうから一定年度間伐等を行っていない森林というものを割り出しております。

かつ、その中でも天然林化してしまっている部分もありますので、航空写真やレーザー計測の成果に基づきまして目視によって、そこの部分で実際に山が混んでいるんじゃないかとか、そういったものを調べて実施しております。これまで森林組合さんの努力によって、非常にうちの町はそういった森林は少ないほうだと思っております。ただその中でも、やはり長年にわたって森林の位置が悪かったりとか、あるいは相続の問題があったりとかあって整備がうまくいっていないような所をピックアップして、森林所有者の方に一度町のほうからお知らせをして、なおかつそれが返ってきたところに森林組合のほうで調査を行っていただき、森林所有者に直接面談、あるいは電話で面談していただいて、その結果をもって協議書をいただいて、計画成果としていただいているような状況でやっております。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] やはり、この私有林は間伐等をしなければ強い森というのは育たないところでございます。津別町の山林所有している組合 374名と聞いておりますけれども、これもどうでしょう。町外や道外に出て連絡が取れていないといったところというのを把握されているかどうか伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） お答えいたします。こちらのほうで押さえております森林組合員数なんですけれども、津別地区森林組合につきましても、各地区によってそれぞれ組合員数を分けているんですけども、今、議員おっしゃるとおり三百数十名が、こちらのほうで押さえているのは 328名ということだったんですけども、

総組合員数の中の 1,824 人のうち三百数十名という方なんですけれども、ただこの場合においても、北見市に住んでいるけども津別町内に山を持っている方等、そう入り組んだことがありますので、ちょっとその部分がかっちり全て津別町の山というのが、ちょっと森林組合のほうでも押さえるのがちょっと難しいというふうには伺っております。連絡等が取れないというのは、ちょっと森林組合さんのほうで、どのぐらいの方と連絡が取れていないとかというのは、私どもではちょっと確認はしていないんですけれども、やはりある程度、今回の調査も行っている中で、やはりある程度しばらく山を手入れされていない方というのは、連絡がとれないということは相当数いると思います。私どもでやっている調査のほうでも、返答率というのは非常に低いです。6割を超えていたら、今年はよく返ってきたほうだなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 3番、小林教行君。

○3番（小林教行君） [登壇] 一昔前ですと、やはり山は財産でありましたけれども、今、それを引き継ぎますと大きな負担になるということもございます。しかし豊かな森林というのは、次の世代に移るためにも、豊かな森林を残すというのはやはり我々の責務であり、財産を次の子どもたちに移していくというのは大切なことだと思っております。

豊かな森林は、木材を有効活用できるだけでなく、水を蓄え、災害に強くなり、水がきれいに美味しくなり、酸素をつくり、地球温暖化を防ぐことにつながります。

また、生き物たちが生活しやすくなり、キャンプや森林浴等、憩いの場としての楽しみ方、子どもたちの教育の場としてなど、さまざまな利点があります。

しかし、その豊かな森林を維持していくためには、適切な管理が必要であり、長い年月をかけ継続していかなければなりません。そのために町内に森林組合があることは重要であり、これからも行政と森林組合ともに未来に向けた森づくりのために協力することが肝要であると考えますが、最後に町長の考えをいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃるとおりだと思います。

森林の重要性というのは、この間SDGsも含めてさまざま述べられているところで

す。

一方、林業家と申しますか、木を植える人たちの観点から見れば、やはりそれはできるだけ高く売りたいというのが本当のところではないかなというふうに思います。

昨今、再生可能エネルギーがどんどん大型化していて、丸太を砕いて、そちらのほうに充てていくという状況等々見受けられるような形になってきました。津別のように、できるだけ林地残材だとか、そういったものを活用しながら、この地域の中でやれる範囲の中でやっていこうというスタンスを津別の場合をとっているわけでありましてけれども、一方で木を切ると補助金があたって、そして売るとFITと売電でお金がもらえるという、いわゆる20年の完成ビジネスというんですかね、そういうものが出来上がってきているのかなというふうに思いますけれども、そのことによって、だんだん今世の中が既にそうなっていますけれども、グローバル化していったって、自然の何と言いますか資源というものがどんどん切られていくという、一方で非常に憂慮すべき状況にもあるのではないかなというふうに思うところです。まずは、木はやはり用材としてしっかり使われていったって、そしてそれを育ててきた人にも、ちゃんとそれに見合う収入がしっかり補償されて、そして、そのサイクルができることによって植えて、切って、使って、また植えてというのがずっと続いていくのではないかなと考えておりますので、そういう地域社会で津別町は出来る限り率先して、そういう形でやれるようにしていきたいなというふうに思っています。

そういう中で、今、津別町は北見と広域森林組合、その中にメンバーとして入って進めているわけですが、町史を見ると過去にはやはりいろんなことがあったのが細かく書かれています。津別の森林組合は、昭和17年に役場内にできたというふうにかかれておまして、その後、外のほうにできたりして続いていくわけですが、今、北見と合併する前は、広域になる前には、美幌町や大空町を含めたそちらと森林組合の合併協議も進められた経過が町史の中には書かれているわけですが、そこがそうではなくて、やはりもっと広域的な北見を含めたところでやるべきではないかということで、今回の今の状態になっているという認識をもっておりますので、そこ等をしっかりと津別のほうも構成メンバーとして一緒に緑を守りつつ、そしてちゃんと収益も上げていくような体制を支援していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） これで3番、小林君の一般質問を終わります。  
本日予定している一般質問予定者につきましては、明日への日程といたします。

◎延会の決議

○議長（鹿中順一君） お諮りします。  
本日の会議はこれで延会したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。  
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会します。  
明日は午前10時に再開します。  
ご苦労さまでした。

（午後 2時 6分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員